

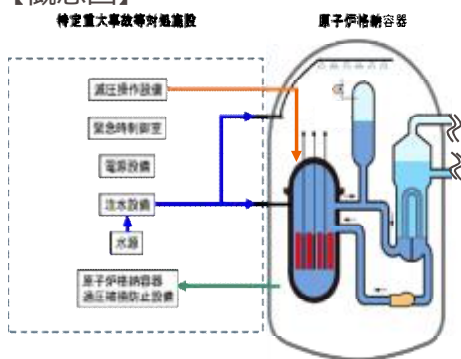
高浜発電所 3、4号機の特定重大事故等対処施設について

添付資料

概要

- 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないもの。
- 原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備として、注水設備(ポンプ等)、緊急時制御室、電源設備(発電機)、原子炉格納容器過圧破損防止設備(フィルタ付バント)を設置。

【概念図】



規制要求

- 減圧操作設備
 - ・特定重大事故等対処施設から、原子炉の減圧を操作する設備。
- 注水設備(ポンプ、水源)
 - ・格納容器スプレイや格納容器下部等への注水設備。
- 原子炉格納容器過圧破損防止設備(フィルタ付バント)
 - ・原子炉格納容器内の空気を放出し、内圧を低減させる設備。
- 緊急時制御室
- 電源設備(発電機)

これまでの時系列

- 平成25年7月8日

「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」が施行。その中で、特定重大事故等対処施設を、平成30年7月7日までに設置することが要求される。

フィルタ付バントについては、福島第一原子力発電所を踏まえ、平成27年度中に設置するよう設計・検討などの準備作業を自主的に進めてきたが、新規規制基準において、特定重大事故等対処施設としての位置づけとなった。
- 平成26年9月17日

原子力規制庁が、特定重大事故等対処施設に関する審査ガイド等を制定。
- 平成26年12月25日

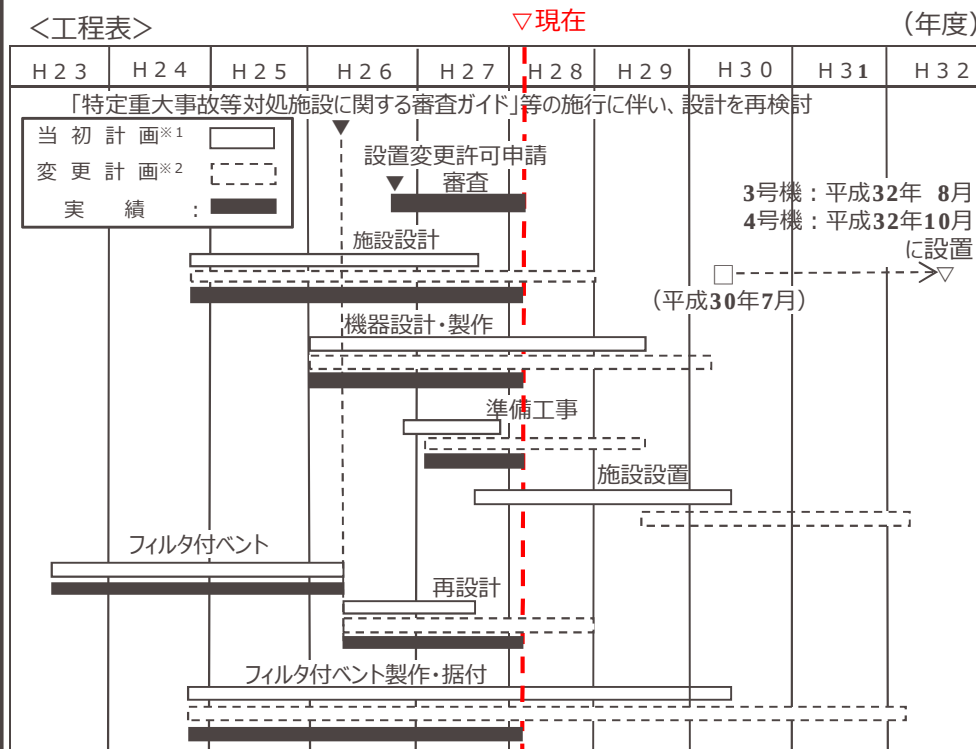
高浜3,4号機の特定重大事故等対処施設に関する原子炉設置変更許可申請書を提出。
- 平成28年1月12日

規則の一部が改正となり、特定重大事故等対処施設は、施設の工事計画認可(高浜3号機:平成27年8月4日、高浜4号機:平成27年10月9日)から5年間の経過措置期間(法定猶予期間)までに設置することが要求される。

進捗状況

- 平成27年5月に準備工事(測量や伐採等)着手。
- 平成29年度中に施設の設置を開始し、その後の進捗状況を踏まえ、機器の搬入・据付を行う予定。
- 平成32年8月3日(高浜3号機)、平成32年10月8日(高浜4号機)の設置期限までに設置予定。

<工程表>



※1:平成26年11月20日の福井県原子力安全専門委員会にて公表

※2:平成28年5月13日の